# 令和2年 第8回三芳町教育委員会(3月定例会)会議録

Т				
召集年月日	令和2年3月26日	(木)		
開会日時	令和2年3月26日	(木) 午前10時00分	<b>`</b>	
閉 会 日 時	令和2年3月26日	(木) 午前11時35分	<b>\</b>	
開催場所	三芳町役場5階 502会議室			
教 育 長	古川 慶子			
会議を主宰した者の職名・氏名  教育長 古川 慶子				
委員の出席状況	職名	氏 名	出欠	適用
	委 員 (教育長職務代理者)	池上 善一	出席	
	委 員	長野 真寿美	出席	
	委 員	鈴木 信之	出席	
	委 員	細谷 雄司	出席	
職務のため出席 した者の職氏名	教育総務課・施設庶務担当、(書記)三井 康也			
説明のため出席した者の職氏名	教育総務課長中	1島 弘恵		
	学校教育課長 宇佐見 宏一			
	社会教育課長兼 藤久保公民館長 伊東 正男			
	学校給食センター所長 小沼 保夫			
	図 書 館 館 長 代	は田 知子		
	文化財保護課長 柳	1井 章宏		
その他の出席者の氏名				
会議の大要				
(日程第1) 開会	開会宣言(教育長)			
2月定例会、2月臨時会及び3月臨時会(3月2日・5日・10日開催) 会議録は承認された。なお、3月臨時会(3月24日開催)会議録は現在 調整中のため、次回会議にて承認することになった。				
(1) 新型コロナウイルスの感染防止対策で縮小された小中学校の卒業式について (2) 令和2年度三芳町教育施政方針及び令和2年度一般会計予算等について (3) 令和2年度教職員の人事異動について (4) 各小中学校への助成金及び新一年生への寄贈について (5) 新型コロナウイルス対策本部会議について				

#### (日程第3)議事

報告第1号 専決処分の報告について (令和元年度三芳町一般会計補正予算(第8号))

議 案 第 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委 員会規則の整備に関する規則

議 案 第 8 号 三芳町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

議 案 第 9 号 三芳町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程

議案第10号 三芳町教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関 する規則の一部を改正する規則

議案第11号 三芳町学校給食センター運営規則の一部を改正する規則

議案第12号 三芳町学校給食センター運営細則の一部を改正する細則

議案第13号 三芳町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する件

議案第14号 中学生自転車通学等ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する件

議案第15号 三芳町英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する件

議案第16号 三芳町中学生海外派遣事業実施要綱の全部改正について

議案第17号 三芳町学校運営協議会規則の制定について

議案第18号 三芳町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

議案第19号 三芳町学校給食費規則の制定について

議案第20号 三芳町立小・中学校における働き方改革基本方針について

議案第21号 令和2年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第22号 令和2年度三芳町教育相談室常任相談員の委嘱について

議案第23号 三芳町社会教育指導員の任用について

議案第24号 三芳町図書館協議会委員の任命について

提案理由を説明。

# 教育長 教育総務課長

○報告第1号 令和元年度三芳町一般会計補正予算(第8号)について 教育総務課長から説明をお願いします。

#### 【質疑内容】

なし

○議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

# 教育長 教育総務課長

教育総務課長から説明をお願いします。

改正について説明。

【質疑内容】 いくつかあった採用の類型を会計年度任用職員という名称に統一すると

## 委員

いうことでよろしいでしょうか。 そのとおりでございます。

# 教育総務課長 委員

任用と委嘱の違いを教えていただけますか。

#### 施設庶務担当

これまでは非常勤特別職という身分の方にお願いをさせていただいていたことから委嘱という形で行っていましたが、会計年度任用職員の運用開始に伴い、これまでの臨時職員の方と同様ですが、任用という形態になりました。

#### 委員

常任相談員、適応指導員及び補助員の選任について、改正後はどのような形で任用するのですか。

#### 教育総務課長

これまでは推薦ということでしたが、会計年度任用職員ということで、 応募していただき、そして教育委員会が任用するということになります。 《採決の結果、議案第7号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第8号 三芳町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令に ついて

# 教育長

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長

改正について説明。

#### 【質疑内容】

#### 委 員

会計年度任用職員へ変わることによるメリット・デメリットについて教 えていただけますか。

### 教育総務課長

これまでは半年毎の臨時職員ということで雇用していましたが、会計年度任用職員となり給与面での内容が充実したことや任用が1年単位ということで、以前より一層継続的な雇用ができるようになったことなどがメリットとしてあげられます。

《採決の結果、議案第8号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第9号 三芳町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程に ついて

# 教育長 教育総務課長

教育総務課長から説明をお願いします。

改正について説明。

### 【質疑内容】

質疑なし

《採決の結果、議案第9号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第10号 三芳町教育委員会の所管する行政手続等における情報 通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

#### 教育長

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長

改正について説明

# 委 員

# 施設庶務担当

#### 【質疑内容】

三芳町情報通信の技術とは具体的にどのようなものでしょうか。

内容といたしましては、町長部局で所管している条例の名称が変更となりましたので、改正をするものでございます。

条例の概要につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

《採決の結果、議案第10号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第11号 三芳町学校給食センター運営規則の一部を改正する規 則について

#### 教育長

学校給食センター所長

学校給食センター所長から説明をお願いします。

改正について説明。

#### 【質疑内容】

#### 委 員

公会計化に伴う変更点及びそれ以外の変更点があれば教えていただけますか。

#### 学校給食センター所長

公会計化に伴うものは、現行第5条の改正でございます。

それ以外につきましては、調理業務等の委託の関係で改正になるところ でございます。

《採決の結果、議案第11号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第12号 三芳町学校給食センター運営細則の一部を改正する細 則について

#### 教育長

学校給食センター所長から説明をお願いします。

改正について説明。

# 学校給食センター所長

#### 【質疑内容】

# 委 員 学校給食センター所長

納入材料の代金の支払いについて、教えていただけますか。

今まで給食費を私会計で行っていましたが、業者からの提出を15日締め、25日払いで行っていました。

月末にした理由としては、公会計になり、7のつく日が支払日となりますので、月末とさせていただいた次第でございます。

《採決の結果、議案第12号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第13号 三芳町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する件について

#### 教育長

学校教育課長

学校教育課長から説明をお願いします。

改正について説明。

#### 【質疑内容】

質疑なし

《採決の結果、議案第13号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第14号 中学生自転車通学等ヘルメット購入補助金交付要綱の 一部を改正する件について

#### 教育長

学校教育課長

学校教育課長から説明をお願いします。

改正について説明。

# 【質疑内容】

# 委 員

小学生及び高齢者などに補助を拡大する予定はございますか。

学校教育課長

小学生、高齢者につきましては、自治安心課の方で来年度からの補助実施に向けて、進めているところでございます。

#### 委員

交付兼請求書の裏にヘルメットの購入を証明するものとあり、これは領収書等となっていますが、レシート等で大丈夫でしょうか。

# 学校教育課長

基本的には領収書をお願いしたいところですが、購入した事実がわかる物でも良いということで進めています。

《採決の結果、議案第14号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第15号 三芳町英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する件について

#### 教育長

学校教育課長

学校教育課長から説明をお願いします。

改正について説明。

# 【質疑内容】

#### 委 員 委 員

学校教育課長

この件について、色々と工夫して周知をしていただければと思います。 どれくらいの人数を想定されていますか。

小学校5・6年生と中学校1・3年生となりますので、全児童生徒数の 実績の半分程度を想定しております。

実績としましては、今年度は思っていたよりも少なく、中学生対象で 84人ということでした。

半分の児童生徒数で、今回は予算要求をさせていただいています。 《採決の結果、議案第15号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第16号 三芳町中学生海外派遣事業実施要綱の全部改正について

# 教育長 学校教育課長

学校教育課長から説明をお願いします。

改正について説明。

# 【質疑内容】

### 委 員

来年度の海外派遣事業は中止となりましたが、次回開催に向けて事務局側では先方との関係性を保っていただければと思いますのでよろしくお願いします。

#### 学校教育課長

今年は残念な状況になっていますが、来年度以降につきましては、慎重 に検討をしながら進めていきたいと考えております。

#### 委 員

派遣場所については特に記載はありませんが、どのようになっているのでしょうか。

#### 学校教育課長

派遣場所につきましては、教育委員会の方で検討をさせていただければと思います。

現状は、オランダとマレーシアということですが、場所については特に 記載はしないで、来年度以降の状況を見ながらということで考えていま す。

# 委 員

来年度予定していた中学生は、次の年に応募された際に、優遇されることはありますか。

#### 学校教育課長

まだ確定はしていませんが、今回決定されていた生徒について再度応募されるようなことがあれば、多少加味していく必要があるとは考えていますが、その件は現在未定でございます。

《採決の結果、議案第16号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

# 教育長 学校教育課長

○議案第17号 三芳町学校運営協議会規則の制定について 学校教育課長から説明をお願いします。

規則の制定について説明。

#### 【質疑内容】

#### 委 員

第3条において、「その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。」とあるが、全学校を対象に計画されていますか。

# 学校教育課長

令和2年度につきましては3校を立ち上げまして、ほかの5校につきましては研究ということで進めていく予定です。

令和3年度からは8校すべてがコミュニティ・スクールを立ち上げる方向で進めています。

《採決の結果、議案第17号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第18号 三芳町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

教育長

学校教育課長

学校教育課長から説明をお願いします。

規則の制定について説明。

#### 【質疑内容】

委 員

学校教育課長

現状では、どの程度時間超過しているのでしょうか。

今手元に資料はありませんが、中学校の方で部活動の関係がありますので、この内容に近づけることが難しい者がいることは認識しています。

また、小学校、中学校でも教員によってはこの規定されている時間に近い職員がいることも認識しています。勤退システムをいれたことで、改善を毎年されているところは確認しています。

委 員 学校教育課長

委 員

達成率は80%位を目標にしているのでしょうか。

基本的にはこの内容に準じて進めていきたいと考えています。

各学校で達成できるような体制づくりをしてもらうように促していた だければと思います。

学校教育課長

その点につきましては現在も指導を行っているところでございますので、引き続き行っていきたいと思います。

《採決の結果、議案第18号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

教育長 学校教育課長 ○議案第19号 三芳町学校給食費規則の制定について 学校教育課長から説明をお願いします。 規則の制定について説明。

# 【質疑内容】

委員 学校給食センター所長

現在、給食の提供を受けていない児童生徒はいるのでしょうか。

給食の提供を受けないで、弁当を持参して対応している児童生徒もいます。

《採決の結果、議案第19号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第20号 三芳町立小・中学校における働き方改革基本方針について

教育長 学校教育課長 学校教育課長から説明をお願いします。

働き方改革基本方針について説明。

# 【質疑内容】

委 員 学校教育課長 基本方針の管理は、校長先生ということでよろしいでしょうか。

基本的に各小中学校におきましては、校長が管理をしていくということでございます。

委 員

8ページにもありますが、働き改革をさらに進める施策等は考えていますか。

学校教育課長

まずは、こちらの基本方針を学校に提示し、管理職を含め一般教職員の方に周知をしながら働き方改革をさらに進めていただくよう考えています。今、委員さんが言われたように、8ページに今まで学校教育課の方でも取り組んでいますが、保護者や地域の理解と連携の促進というところにもありますが、これらについて引き続き進めてまいりたいと考えています。

委 員

1か月の超過勤務が45時間以内、1年間の超過勤務が360時間以内を超えた方は、年一回の健康診断の他に、特別な健康診断やケア等を設ける予定はありますか。

学校教育課長

現在も行っていますが、超過勤務が多い教職員については毎月在校時間を把握していまして、現在の基準数よりも多い場合は校長の方から必ず面接をしていただいています。

さらに、メンタルチェックということで学校教育課の方から各学校に年1 回ですがさせていただいていまして、不調をきたす場合はすぐに相談できるような体制はとっています。その中から医療等につなげる必要がある場合は、学校教育課の方で相談体制を築きながら対応をさせていただいています。

委員

勤務時間外の在校時間が非常に多いと思いますので、これまでの業務も 見直していくなど、新たな視点で取り組むことが重要だと思います。

各学校の実情に応じた対応を、この基本方針を基に進めてもらいたいと 思います。また、登下校の見守りや部活動などを専門性の高い方にお願い するなどして、時間を確保できるようにしていただきたいと思います。

委員

三芳小学校、藤久保小学校等は児童数も多いため、先生の負担もかなり増えることから、コミュニティ・スクールの促進を進めていただくとともに、先生ではなく専門的な方ができることや地域に頼むことなど、すみ分けをしていただければと思います。

《採決の結果、議案第20号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第21号 令和2年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

教育長 学校教育課長 学校教育課長から説明をお願いします。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について説明。

【質疑内容】

質疑なし

《採決の結果、議案第21号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第22号 令和2年度三芳町教育相談室常任相談員の委嘱につい て

教育長 学校教育課長 学校教育課長から説明をお願いします。

教育相談室常任相談員の委嘱について説明。

【質疑内容】

委 員 学校教育課長 今年度の相談件数や相談内容を教えていただけますか。

4月から2月末現在の累計でございますが、電話の相談が603件、面接による相談が1,462件、メールによる相談が9件、合計2,074件ということで、例年に比べると多い状況でございます。

委 員 学校教育課長 電話相談の後に、面接に来たことはありますか。

電話相談で終わる方もいれば、電話で相談をしながら、面談をしましょうということで適応指導教室、相談室まで足を運んでいただいている場合もございます。

委 員 学校教育課長 委 員

学校教育課長

メールで相談して、その後、面接ということもありますか。

メールのやりとりをしながら、面接をすることもあります。

相談内容で多いのはどういったことでしょうか。

やはり、不登校のことですとか、あとはお子さんの発達に関する相談などが多いと認識をしております。

委 員

相談員は元校長先生ですが、新しい時代になり新しい悩みが増え、新しい事が起こっていますが、それに対応できるような研修などはされているのでしょうか。

学校教育課長 委 員 年に数回研修に参加しています。

去年より増えているという話がありましたが、中には本当にすがる思いで相談に来られる方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では非常に大切な機関だと思いますので引き続きよろしくお願いします。

	《採決の結果、議案第22号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》 ○議案第23号 三芳町社会教育指導員の任用について		
教育長 社会教育課長·藤八保公民館長	社会教育課長・藤久保公民館長から説明をお願いします。 社会教育指導員の任用について説明。 【質疑内容】 質疑なし		
	《採決の結果、議案第23号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》		
教育長 図書館長	<ul><li>○議案第24号 三芳町図書館協議会委員の任命について 図書館長から説明をお願いします。 図書館協議会委員の任命について説明。</li><li>【質疑内容】 質疑なし 《採決の結果、議案第24号は挙手総員により原案のとおり可決されまし</li></ul>		
	た。》		
(日程第4) 協議事項	(1)学校訪問(後期)について (2)令和2年第1回三芳町議会定例会一般質問概要説明について		
(日程第5) その他	(1) 三芳町教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する規則の一部を改正する規則の補足説明について(施設 庶務担当)		
(日程第6) 閉会	閉会宣言 (教育長)		
	事 務 連 絡		
	なし		
閉会時間 午前11時35分			